

情報ツールが急速に発達する中、  
家庭・地域は子どもたちの健全育成に  
どのように取り組むか

(審議のまとめ)

平成21年2月

鹿児島県社会教育委員の会議

## 目 次

	ページ
I はじめに .....	1
II 情報ツールをめぐる現状と課題 .....	2
III 情報化社会の中で子どもたちを健全に 育成するための取組 .....	9
1 犯罪やいじめ等から子どもたちを守るために .....	9
2 望ましい人格形成のために .....	14
IV おわりに .....	15
○ 平成20年度鹿児島県社会教育委員名簿	
○ 平成20年度の審議経過	

## Ⅰ はじめに ～ 現代社会と情報ツール ～

近年、科学技術の発達や、経済的な豊かさの実現などにより、便利で快適な生活環境を手に入れることができるようになった。特に、インターネットや携帯電話の急速な普及など、情報化の進展は目を見張るものがあり、こうした情報ツール無しでは社会は機能しないようになってきている。仕事場や家庭にある様々な機器を情報ネットワークに接続し、外出先からでも携帯電話等でコントロールできるユビキタス社会も遠くない未来の実現が予想されている。

一方、少子化や核家族化が進み、家庭・地域の教育力の低下や連帯意識の希薄化、子どもたちの社会的自立の遅れが指摘されている。また、情報化の急速な進展は有害情報の氾濫や情報ツールを悪用した犯罪の発生など、子どもたちの健全育成に好ましくない環境を形成し、その結果子どもたちが被害者となるだけでなく、いわゆる「ネットいじめ」など加害者となる危険性もはらんでいる。

さらに、漠然とした将来への不安や閉塞感が広がる中で、目的意識を持ったり何かに意欲的に取り組んだりする子どもが少なくなっていることが指摘されている。また、インターネットや携帯電話を利用したバーチャルコミュニケーションに長時間接触する子どもたちが増加し、自立への意欲や人間関係形成能力など人格の形成にも悪影響を及ぼすことも懸念されている。

だからと言って、子どもたちから情報ツールを取り上げるだけでは解決にならない。遅かれ早かれ、ほとんどの子どもが持つことになる。そのときに適切な利用ができるよう、情報モラルなど情報ツールとの正しい付き合い方を身に付けておく必要がある。

また、犯罪や非行に関わったり、適切な人間関係形成能力を身に付けられなかったりする要因として、感情をコントロールする力が育っていないこと、規範意識やコミュニケーション能力が未熟であることなどが指摘されている。こうした能力は親や周囲の人々と様々な体験活動を行う中で育まれるものであることから、乳幼児期からの成育期に、どのように情報ツールと接するかについて留意する必要がある。

そこで、本会議では「情報ツールが急速に発達する中、家庭・地域は子どもたちの健全育成にどのように取り組むか」というテーマについて、情報ツールを介在した犯罪やトラブル、学校裏サイトによるいじめ等から子どもを守るとともに、社会性や規範意識を身に付け、好ましい人格形成を図るため、家庭、地域、学校はどのように取り組んだらよいか、という視点から審議を進めてきた。

本提言をもとに、行政も含め一層の取組が推進されるよう期待する。

## II 情報ツールをめぐる現状と課題

### 1 携帯電話に関する本県の状況と問題点

#### (1) 本県の状況

本県の公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における情報ツールの状況は次のとおりである。

※ 以下、本県のデータは鹿児島県教育委員会が実施した「携帯電話に関する調査」から、全国のデータは、平成19年3月内閣府実施の「第5回情報化社会と青少年に関する意識調査」（以下「内閣府調査」と呼ぶ。）及び平成19年11月日本PTA全国協議会実施の「子どもとメディアに関する意識調査」（以下、「PTA調査」と呼ぶ。）による。

#### ① 携帯電話所持率（％） ※ 自分専用の携帯電話を所持している者

	平成20年8月	平成19年8月	全国：内閣府調査（19年3月）
小学校	6.8	5.9	27.3
中学校	16.5	16.5	53.4
高等学校	88.8	88.6	95.2
特別支援学校	11.1	9.5	

#### ② 携帯電話利用者率（％） ※ 保護者等の携帯電話を必要な時に借りて使った場合も含む

	平成20年8月	平成19年8月
小学校	36.2	調査なし
中学校	58.0	
高等学校	91.0	
特別支援学校	13.3	

#### ③ フィルタリング設定者率（％） ※ (1)のうちフィルタリングサービスを設定している者

	平成20年8月	平成19年8月	全国：PTA調査（19年11月）
小学校	28.8	27.0	小・中で 43.1
中学校	29.4	17.2	
高等学校	24.6	11.1	
特別支援学校	55.4	13.0	

※ 未成年者のフィルタリング利用についての親子の考え（全国：内閣府調査、平成19年3月）

親が判断すべき : 保護者38.0％, 子ども6.6％

親子で相談して決める : 保護者20.4％, 子ども29.7％

自分で判断するのがよい : 保護者13.6％, 子ども27.5％

④ 学校における児童生徒への指導の方法（％） 調査：平成20年8月

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
専門機関・警察等の講話	1.9 ( 1.2)	21.4 ( 6.8)	50.6 (24.1)	4.9 ( 0.0)
教職員による講話	71.9 (33.9)	83.2 (54.1)	79.0 (75.9)	19.5 ( 0.0)
児童・生徒会による 呼びかけ	2.7 ( 2.7)	7.3 ( 2.3)	12.3 ( 2.4)	0.0 ( 6.7)
教科・道徳等での指導	63.7 (43.1)	72.9 (59.8)	44.4 (56.6)	43.9 (40.0)
啓発プリント配布	55.0 (38.8)	80.5 (55.3)	81.5 (53.0)	43.9 (13.3)
学校だより	25.5 (11.8)	56.5 (27.1)	40.7 (21.7)	0.0 ( 0.0)
その他	2.9 ( 7.7)	2.7 ( 7.1)	4.9 ( 7.2)	17.1 (13.3)

※複数回答可 ※（ ）内は平成19年8月

⑤ 学校における保護者への啓発の方法（％） 調査：平成20年8月

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
専門機関・警察等の講話	6.0 (－)	20.6 (－)	13.6 (－)	9.8 (－)
P T A総会で啓発	43.0 (30.2)	67.6 (43.6)	100.0 (91.6)	14.6 (20.0)
学年・学級P T Aで啓発	78.9 (58.4)	93.1 (72.6)	71.6 (34.9)	36.6 (46.7)
地区P T Aで啓発	12.7 ( 7.3)	42.7 (33.8)	54.3 (44.6)	7.3 ( 0.0)
啓発プリント	71.7 (54.2)	78.6 (59.8)	75.3 (44.6)	58.5 (33.3)
学校だよりで啓発	33.0 (15.5)	57.6 (27.1)	42.0 (19.3)	4.9 ( 0.0)
その他	7.2 ( 6.6)	7.3 (10.2)	4.9 ( 8.4)	7.3 (13.3)

※複数回答可 ※（ ）内は平成19年8月

(2) 問題点

① 携帯電話を所持している児童生徒の割合は、高等学校で90%近くに達している。小中学校で所持している児童生徒は全国に比べると多くないが、保護者等の携帯電話を利用したことがある者は小学校で約3分の1、中学校では半数を超えており、小中学生にとっても身近な情報ツールとなっている。

② フィルタリングサービスを設定している児童生徒の割合は特別支援学校を除き30%に満たず、全国と比べても低い水準にとどまっている。

また、フィルタリングサービスの利用について、保護者の考えと子どもの考えが異なっている。

③ 学校における児童生徒への指導方法は、教職員による講話や教科・道徳の授業での指導、啓発プリントの配布など、教職員による指導がほとんどである。専門機関・警察等による指導は高等学校で50%を超えているが、その他の学校ではあまり行われていない。保護者に対する啓発も同様の傾向が見られる。

## 2 情報ツールの利点と懸念される面

携帯電話やインターネットなどの情報ツールは、便利で快適な生活を提供する一方で、利用の仕方によっては犯罪や非行の手段になったり、生活習慣が乱れたりするなど、子どもの健全育成の上で懸念される側面もある。

### (1) 情報ツールの利点

#### ① コミュニケーションが容易になり範囲も広がる

電話やメールにより、いつでも、どこからでも連絡がとれるようになったため、家族や友人とのコミュニケーションが容易になった。また、子どもの居場所が確認できるなど保護者が安心できるようになった。

内閣府調査によると、「情報ツールにより増えたり、広がったりしたもの」として、青少年は「友人とのコミュニケーション」「生活の楽しさ」を挙げている。一方、保護者も「良かったこと」として、「安心感の増加」を挙げている。

#### ② 情報を容易に入手できる

パソコンや携帯電話のインターネット機能を利用すると、様々な種類の情報を、瞬時に幅広い範囲から、関連分野の情報まで含めて容易に入手できるばかりでなく、情報を再生したり加工したりすることができる。

学校教育において、授業の中で情報収集の手段として広く利用されているほか、日常生活においても、地図はもとよりテレビの番組やバスの時刻表など、様々な情報を携帯電話を通じて入手している。最近では、音楽や小説まで携帯電話で楽しむ若者が増えている。

#### ③ 情報を広範囲に発信できる

インターネットは情報発信の手段としても便利である。ホームページやブログ(注1)などで全世界に一瞬でメッセージを伝えることができるし、双方向で読者からの意見や感想も手に入れることができる。ネット上で報道されている事柄や他人の意見についても即時に自分の考えを伝えることができるなど、特定の個人に向けた情報発信から不特定多数への情報発信まで可能である。

(注1)「ブログ」

「ウェブログ」の略で、誰でも簡単に作れる日記風のサイト。携帯電話で撮った画像も簡単に公開できる。

## (2) 懸念される面

### ① コミュニケーションが容易になり範囲も広がることによる問題

#### ア 過度の利用や長時間のメールなどの依存症

メールは3分以内で打ち返すという暗黙のルールにより、食事中や授業中でも携帯電話を手放さないなど、携帯電話依存症とも言うべき子どもが増え、その結果、学習時間や睡眠時間が減少するなど、生活習慣が乱れたり、家族や友人と直接ふれあう機会が少なくなり、人間関係が希薄になったりしている。

内閣府調査でも、「減ったり狭まったりしたもの」として青少年は「睡眠時間」「学習時間」を挙げ、保護者は「問題になったこと」として「勉強時間の減少」を挙げている。

#### 携帯電話への依存例

いつ届くかわからないメールに、いつでもレス（返事）ができるよう食事中も、入浴中も、勉強中も、ベッドの中でも、片時もケータイを手放さずスタンバイ。「おはよー、いま何してる?」「顔洗ったところ」……。特に緊急性のない会話が、朝起きてから床につくまで、延々と続くこともあります。夜、「おやすみ」とメールをした後に、1時間以上やりとりが続くことさえあります。

『ケータイ不安』加納寛子、加藤良平 NHK出版（平成20年10月）

#### イ 好ましくない交友関係の広がり

PTA調査によると、「誰とメールのやりとりをしているか」という質問に対し、中学2年生では48.8%が違う学校の友人を、8.3%が掲示板・チャット（注2）で知り合った人と答えている。また、34.9%が「親の知らないメル友がたくさんいる」と答えている。

情報ツールによるつながりは、顔を知っている友人だけでなく、見ず知らずのネット上の情報でしか知らない他者とも容易に交友関係を結ぶことができる。それらの交友関係が犯罪や非行に巻き込まれる入り口となる危険性も十分に認識しなければならない。第三者への転送を迫るチェーンメール（注3）は不幸の手紙のネット版であるとの指摘もある。

#### 出会い系サイトによるトラブル例

高校2年生の少女は、出会い系サイトで知り合った成人男性から、薬物をもらうことを約束し、援助交際を行っていた。

「ケータイ・インターネットと子どもたち」警視庁ホームページ（平成21年2月更新）

（注2）「チャット」

英語における雑談のこと。ネットワーク上で雑談同様に他愛のない会話を楽しむための手段。

（「ウィキペディア」より）

（注3）「チェーンメール」

連鎖的に不特定多数への配布をするように求める手紙。（「ウィキペディア」より）

## ② 情報を容易に入手できることに伴う問題

### ア 有害情報の氾濫

インターネット上には膨大な情報が流れているが、その中には子どもたちにとって有害な情報も多く含まれている。性に関することや自殺に関すること、他者の人権を損なうことなど多岐にわたっている。匿名による悪意に満ちた中傷や虚偽の情報も含まれる。

また、勝手に送りつけてくる迷惑メールも増えており、規制や取り締まりが追いつかないのが実情である。

### 有害情報の具体例

10代の学生さんモデル大募集です

高校生にも人気の雑誌「A」の仕事をしているフリーのカメラマンです。モデルをやってみたい現役モデルさん・初心者・未経験者の方募集します。

時間は1～2時間程度、制服やコスプレなど服を着ての簡単な撮影です。

→中高生があこがれるモデルや、バイト代をエサに呼び出し顔写真から始まり、裸の写真やビデオを強制的に撮影。

「インターネットセーフティガイド」子どもたちのインターネット利用について考える研究会

(平成20年10月)

### イ 経済的な負担の増大

内閣府調査で、保護者は「問題になったこと」として、「勉強時間の減少」と併せて「高額な通信料金」を挙げている。また、消費者としての知識や経験が十分ではない子どもは、違法なインターネットショッピングの標的にされやすい。

P T A調査でも、「携帯電話を使用する上で起こること」として、34.7%の中学2年生が思わず使用料金を使い過ぎてしまうと答えている。また、中学2年生でインターネットの利用目的としてネット取引（ショッピング、オークション）を挙げた者もいる。

### 高額請求をされた例

高校生の娘が、携帯電話とパソコンを接続してインターネットをしたところ、携帯電話会社から3日間で80万円の高額請求が発生していると言われた。娘はパケット定額制（注4）にしていたので、パケット通信は使い放題と思っていた。契約時にそのような説明はなかった。

「マイライフかごしま」鹿児島県消費生活センター（平成20年3月）

（注4）「パケット定額制」

パケット通信料金を使った分だけ請求されるのではなく、どれだけ使っても一定額となる料金制度である。ただし、パソコンなどにつないでの通信は、利用時間に応じて請求される。



### ③ 情報を広範囲に発信できることに伴う問題

#### ア 匿名による虚偽の情報、いじめ

インターネットの掲示板等に特定の人々の悪口や虚偽の情報を書き込んだりメールを送りつけたりする「ネットいじめ」が問題になっている。特徴として、匿名性が高いため安易に悪口を書かれやすく内容が過激になりやすいこと、不特定多数から中傷されやすいこと、個人の画像が簡単に悪用されること、一度ネットに流出すると回収が難しいことなどが挙げられる。

鹿児島県教育委員会の調査によると、本県では平成19年度の「ネットいじめ」は前年度（48件）の約1.5倍の70件であった。学校非公式サイト、いわゆる「学校裏サイト」(注5)は334件が確認されている。

#### 「ネットいじめ」にあったAさんの例

Aさんは、友だちのCさんから、学校裏サイトにあなたの悪口がたくさん書かれているよと教えてもらい、見てみると、匿名での悪口が書かれていました。誰が書いたのかわからず、疑心暗鬼の毎日が続き、学校にも行きづらくなりました。数日後、掲示板の管理者により、削除されましたが、その後もまだどこかの掲示板に悪口を書かれているのではないかという不安が続いています。

「ネットいじめ対策リーフレット」鹿児島県教育委員会（平成20年2月）

#### イ 個人情報の流出

情報発信が容易にできるということは、個人情報が流出しやすいということでもある。無料のプロフ(注6)やゲームサイトが悪用され、住所や生年月日、趣味、血液型など個人に関する情報が流出した結果、いじめの被害者になったり性犯罪や恐喝事件に巻き込まれたりした例もある。

#### プロフへの書き込みから被害者となった例

女子中学生が自分のプロフに顔写真や住所を掲載していた。そのページに男性が「今日なにしてた?」「なに食べた?」といったたわいのないやりとりを書きこみ、男性は一方的に好意を募らせていった。ところが返信がなくなり、拒絶されたと感じて、帰宅前に待ち伏せして刺した。

「ちょっと待って、ケータイ」ネット安全安心全国推進会議（平成21年1月）

(注5)「学校裏サイト」

学校が正式に作った公式サイト以外の生徒や卒業生などが非公式に作ったサイト。

(注6)「プロフ」

「プロフィールサイト」の略で、自己紹介をするサイト。携帯電話からの利用が多い。

#### ④ 人格の形成に対する影響

子どもたちは、乳幼児期から青年期にかけて、親や周囲の人々との直接的なふれあいや自然の中での様々な体験を繰り返す中で、感情をコントロールする力、善悪や限度をわきまえる規範意識、言葉によるコミュニケーション能力などを身に付け、適切な人間関係を形成する能力を備えていく。そうした大切でかけがえのない時期に、情報ツールやそれを利用したバーチャルコミュニケーションに長時間接していると家族や周囲の人々と接する機会が少なくなり、人間関係がうまく形成できないなど、人格形成に大きな影響が出ることを懸念される。

実際、インターネットへ過度にのめり込むことと社会的不適応の間に相関性があること、バーチャルコミュニケーションの急速な普及が青少年の脳の発達に重大な影響を及ぼす危険性があること、人間関係形成能力の基本的な方法として、直接顔と顔を付き合わせる対面コミュニケーションが脳に組み込まれていること、等の指摘もなされている。(注7)

#### 携帯電話による人間関係

- 互いに言いたいことを言い合っ、けんかし、ぶつかり合っ、ゆるぎない人間関係を築くのではなく、相手に気兼ねしカーテン越しにモノを言うような関係の中で生きる子どもたちは、相手との距離をケータイメールの速さで測り合うことによっ、て、かろうじて友だちとのつながりを保っているのです。彼らから無理にケータイを取り上げることは、子どもが必死に保ってきた友だち関係のバランスを崩すことになりかねません。
- 昨日まで楽しく語り合っ、た友だちであっても、今日も友だちでいっ、てくれるのか心配でたまらず、ケータイメールで相手の気持ちを探り合っ、ているのです。メル友を親密度別にファイリングしている子どもは珍しくありません。ついこの間まで、入浴中ですら迅速に返事を書いていた大切な友だちであっても、たった15分の間に返事をくれなかつ、たら、簡単に親密度の低いグループに格下げです。

『ケータイ不安』加納寛子，加藤良平 NHK出版（平成20年10月）

(注7) 「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」 中央教育審議会 平成19年1月

### Ⅲ 情報化社会の中で子どもたちを健全に育成するための取組

情報ツールの利便性と危険性を踏まえ、犯罪やいじめ等から子どもたちを守るための取組とともに、子どもの望ましい人格形成のあり方について提言する。

#### 1 犯罪やいじめ等から子どもたちを守るために

##### (1) 家庭での取組

保護者は子どもに携帯電話を持たせたくないと思っけていても、子どもからねだられたり、子どもの居場所確認に便利であったりすることから、やむを得ず持たせているケースもある。

一方、子どもは親や身の回りの人が頻繁に携帯電話で話をしたり、メールを送信したりする様子を身近に見る機会が多く、携帯電話の使用について抵抗感はほとんどない。また、保護者等の携帯電話を利用している子どもが小学校で約3分の1、中学校では半数を超えているなど、子どもの使用について寛大な傾向も見られる。

子どもが携帯電話を所持することについての第一義的な責任は保護者にあるということを、まず保護者自身が自覚し、家庭で携帯電話の危険性や正しい使い方について子どもとよく話し合うことが必要である。

<b>提言 1</b>	<b>保護者は携帯電話の危険性に関心を持つ</b>
-------------	---------------------------

- 普段から、携帯電話に関する報道や記事を見たり、聞いたりしたら、家庭で話題にするなど、携帯電話について、関心を持つようにしましょう。特に、子どもの携帯電話の使用については、その危険性について親子で話し合しましょう。
- 保護者自身が携帯電話の機能等について、必要な知識を身に付け、利便性と危険性は表裏一体であることについて認識しましょう。

※ 携帯電話の利用で注意を払っていること（PTA調査）

[小・中学生の保護者]

「料金を使いすぎてしまう」 36.8%

「メール機能等の悪用や学校裏掲示板などによるいじめや恐喝」 31.5%

「特に心配なことはない」 20.3%

## 提言 2 安易に持たせない

- 子どもが携帯電話がほしいと言ったら、買い与える前に、なぜ必要なのか、どんな使い方をするつもりか、利用料金の支払いはどうするのかなどについて親子でよく話し合しましょう。
- 保護者が子どもの居場所の確認や連絡方法の確保などのため、子どもに持たざるを得ない場合でも、子どもが携帯電話を持つことの利点と、同時に懸念される危険性についてもじっくり考え、目的に応じた機能に限定した物にするなど、家庭でよく話し合しましょう。
- 子どもが携帯電話を持っていないと友人関係がうまくいかないと訴える場合も考えられます。学校と連携を密にして、学校での人間関係やいじめ等に対する指導内容について理解し、家庭でも子どもの表情や態度、行動に気をつけるようにしましょう。

## 提言 3 持たせる場合、家庭内でルールをつくる

- 使用する時間や場所、アクセス先、料金についてはもちろん、学校での使用については学校のルールに従うことなど、親子が納得し、実現可能なルールをつくる必要があります。併せて、睡眠時間の確保や食事時のマナー、「早寝・早起き・朝ごはん」の励行など日常の生活習慣についてもルールをつくりましょう。
  - 家庭内のルールについて、保護者と子どもとは、意識に大きな差があります。ルールをつくるだけでなく、内容を親子でしっかりと確認し、ルールを守れるよう常に声かけをしましょう。
- ※ 利用時間について、「ルールがある」と回答した割合（PTA調査）
- 小学生は17.2%，その保護者は57.4%
  - 中学生は10.8%，その保護者は44.7%
- 子どもが利用時間や料金などのルールを守っているか常に把握し、見守るようにしましょう。
  - 決めたルールを守れなかった場合、「なぜ話し合っこのルールを設定したか」や「ルールはなぜ必要か」ということについて、いっしょに考えるようにしましょう。場合によっては、携帯電話をしばらく使わせないなど、厳しい指導も考えられます。

- 有害サイトから子どもを守るフィルタリングサービスを解除しないように確実に活用しましょう。ただし、フィルタリングサービスは万能ではありません。ルールを守ろうという意識を子どもが持ち続けないと十分ではないということも理解しておきましょう。

※ フィルタリングサービスを導入しない理由（P T A調査）

「子どもを信頼しているので」（小学生の保護者39.6%，中学生の保護者60.7%）

「サービスを知らなかったため」（小学生の保護者23.8%，中学生の保護者27.6%）

## （2） 地域での取組

地域は、異年齢の集団による活動や家族以外の大人との接触をとおして、社会性や規範意識、好ましい人間関係を形成する能力やコミュニケーション能力を養うために大切な役割を果たしている。

少子化や核家族化が進行する中、子育てに悩む親が増えていることから、地域全体で子どもの情報ツールの利用について関心を持つとともに、情報ツールの利用に対する家庭での取組を支援することも期待されている。

<b>提言 4</b>	<b>地域全体で家庭での取組を支援する</b>
-------------	-------------------------

- 家庭でのルールづくりやフィルタリングサービスの活用などについて子どもがいやがるなど、一家庭だけで取り組むことが難しい場合も予想されます。地域全体で小中学生がいるすべての家庭が取り組めるような雰囲気醸成しましょう。
- 子ども会育成会や地域P T A、校区の行事など、機会あるごとに携帯電話に関する内容の研修を取り入れ、大人自身が携帯電話についての正しい知識を学び、地域全体で共通して子どもの指導に生かしましょう。

## （3） 学校での取組

情報活用能力の育成においては、これまで以上に情報ツールがもたらす利便性と危険性について児童生徒の実態に応じた指導法を研究し、体系的な計画をもとに指導することが求められる。

児童生徒を指導する教員も、携帯電話の特性や機能について十分な知識を持ち、利便性と危険性について理解しておく必要がある。

家庭と連携を図り、携帯電話の必要性ややむを得ず持たせる場合の使い方等について情報を提供したり、家庭での取組を支援したりする必要がある。

## 提言 5 児童生徒への指導を充実する

- 県内の小・中学校において持ち込みは100%原則禁止，高校でも約60%が原則禁止という現状です。各学校では保護者や地域の方々も含めて，指導方針の周知を図るとともに，指導の徹底に努めることが大切です。
- 教員自身が携帯電話の特性や機能に関する知識を習得するとともに，使い方によっては思わぬトラブルに巻き込まれるなどの危険性についても十分理解を深めることが大切です。
- 携帯電話の利便性や危険性，情報モラルについては各教科，道徳，特別活動等すべての教育活動の中で指導することが大切です。

※ 学校での持ち込みに関する状況 県教育委員会 平成21年1月

	原則禁止 (%)	持ち込み可 使用制限あり(%)
公立小学校	100	0
公立中学校	100	0
公立高等学校	59.8	40.2

## 提言 6 保護者への啓発に努める

- 子どもが携帯電話を持つことについてどう考えるべきか，持つとしてもどのような機能が必要かなど学校の指導内容と併せて，保護者に関心を持ってもらえるように学校からの広報・啓発活動を充実させましょう。
- 特に，夜10時以降は使用しないとか，食事中や勉強時間には使用しないなど家庭内のルールづくりを確実に実行するように啓発するとともに，学校だよりやPTA総会等を活用して保護者の携帯電話に対する意識の高揚を図り，フィルタリングを解除しないように働きかけましょう。

#### (4) 行政による支援

行政は、学校職員・保護者等を対象にした研修会や講座等での情報提供、研修会等への参加者を増やすための広報・啓発活動の充実、学校や家庭への支援に努めることが大切である。

<b>提言 7</b>	<b>学校職員や保護者等の研修機会を確保し、その取組を支援する</b>
-------------	-------------------------------------

- 学校職員や保護者の情報ツールに関する学習ニーズを把握し、学校における家庭教育学級やPTA講演会、公民館における携帯電話等に関する講座の開催など誰でも学習できるように支援しましょう。
- 家庭や地域での取組が実効あるものとなるよう、研修会や講座を実施する場合、警察や企業、関係機関等と連携できるよう支援する必要があります。
- 研修会や講座の開設だけでなく、広報紙等を活用した保護者や地域、学校に対する携帯電話に関する情報提供を積極的に行うことも大切です。

#### (5) 関係企業への要望

家庭や地域、学校の取組だけでは限度があり、携帯電話等に関連のある企業の理解・協力が必要である。

携帯電話等に関連のある企業には、事業実施に伴う社会的責任や企業倫理等を認識した上で、子どもたちの利用実態に目を向け、子ども用携帯電話の普及・販売や利用料金についての周知など、子どもたちを危険から守るための適切な措置を講じることを要望する。

また、子どもたちが利用する携帯電話に関して、フィルタリングサービスを解除しないことを徹底させるための協力や気軽に参加できる関係企業主催の研修会等の実施、講習会への指導者の派遣・資料提供も併せて要望する。

## 2 望ましい人格形成のために

インターネットへ過度にのめり込むことと社会的不適応の間に相関性があること、バーチャルコミュニケーションの急速な普及が青少年の脳の発達に重大な影響を及ぼす危険性があること、人間関係形成能力の基本的な方法として、直接顔と顔を付き合わせる対面コミュニケーションが脳に組み込まれていること等が指摘されていることは前述したとおりである。したがって、社会性や規範意識、コミュニケーション能力など望ましい人格を形成するためには、情報ツールから離れ、家族や周囲の人々と話したり、直接ふれあったりする機会を増やすことが大切である。

<b>提言 1</b>	<b>家族でふれあう機会を多く持つ</b>
-------------	-----------------------

- 家庭は、すべての教育の原点であり、幼児期からの親と子の愛情を基盤とした日常的な営みの中から、他人への思いやりや善悪の判断等の倫理観を身に付ける上で重要な役割を担っています。
- 保護者が子どもと積極的に話をしたり、行事に参加したりして人に自分の考えや気持ちを伝える機会をつくりましょう。
- 子どもとの衝突や子どもの失敗を恐れることなく、愛情や励ましの意図が伝わるような肯定的な接し方を心がけましょう。
- 子どもに家事を分担したり、ボランティア活動等に参加させたりして、家庭や地域へ貢献しているという自覚と責任を持たせるようにしましょう。

<b>提言 2</b>	<b>地域行事への参加など、地域の中で多くの人とふれあう機会をつくる</b>
-------------	--

- 地域社会には、子どもたちの日常を見守り、家庭における子育て支援や青少年健全育成等の取組、大人や異年齢の友人との交流を通じた様々な体験による人間性の育成等が求められています。
- 子どもたちが様々な行事に参加し、楽しさや達成感、満足感を味わうことができる場や機会を提供しましょう。
- 地域の人材を活用しながら、地域に残る伝統的な行事や郷土芸能への参加を促し、大人や異年齢の子どもとの交流を積極的に進めましょう。
- 行政やNPO等との連携を図り、場所の確保や指導者の育成、活動内容の充実など、安心・安全な子どもの体験活動を支援する組織を整備しましょう。



## IV おわりに

平成20年度、社会教育委員の会議では「情報ツールが急速に発達する中、家庭・地域は子どもたちの健全育成にどのように取り組むか」というテーマで協議を進めた。そして、高度情報化社会の中で、子どもたちをいじめや犯罪から守り、人間同士の血の通った豊かな人間関係や生の声が聞こえる対面コミュニケーションによる好ましい人格形成を図るため、家庭、地域、学校、行政、企業ができることは何かということについて提言を行った。

期せずして、全国的に子どもに携帯電話を持たせることの是非について関心が高まった時期でもあった。各方面から、子どもは携帯電話を持つ必要はないとの意見が出され、1月末には文部科学省から小中学校で携帯電話の持ち込みを原則禁止とするよう、都道府県教育委員会に通知が出された。

その背景には、出会い系サイトに関連した犯罪やネットいじめの発生、携帯電話依存ともいえるべき、生活習慣の乱れ、高額の利用料金等の金銭トラブルなどがあり、新聞やテレビでも多くの事件が報道された。

しかし、見逃してはならないのは、バーチャルコミュニケーションに長時間接することによる人格形成への影響である。こちらの方は、長い時間をかけ、徐々に進行するため見えにくく、社会的に議論が深まっているとは言い難い。

私たちは、この両方の観点から議論を深め、提言を行った。今後、保護者や学校職員はもとより、県民一人ひとりが携帯電話やインターネットについての問題意識を持ち、子どもたちの健全育成のため、新たな行動を起こすことを期待する。

## ○ 平成20年度鹿児島県社会教育委員名簿

五十音順（敬称略），◎は議長

委 員 名	役 職 等
有 山 まり子	鹿児島県消費生活専門相談員
伊地知 紘 徳	鹿児島県PTA連合会会長
内 野 美恵子	社団法人鹿児島県私立幼稚園協会代表
大 津 学	鹿児島経済同友会幹事
小 倉 寛 恒	鹿児島県連合校長協会会長
片 桐 資津子	鹿児島大学准教授
久 保 浩 司	社団法人鹿児島青年会議所副理事長
佐土原 光 孝	鹿児島県教職員組合執行委員長
中 馬 ル ミ	鹿児島県青年団協議会代表
中 村 耕 治	(株)南日本放送代表取締役社長
西 ゆう子	鹿児島県連合校長協会小学校長部会員
西 元 耕 司	鹿児島県連合校長協会中学校長部会長
橋 渡 よし江	公募委員
樋 渡 三保子	やまびこ医療福祉センター医師
深 見 聡	公募委員
淵 脇 紀 子	特定非営利活動法人鹿児島県地域女性団体連絡協議会副会長
◎三 浦 嘉 久	鹿児島純心女子短期大学教授
宮 下 昭 廣	鹿児島県公民館連絡協議会副会長
持 富 八 郎	鹿児島県議会議員
粕 木 泰	(株)南日本新聞社論説委員会委員
六反田 かおり	鹿児島県子ども会育成連絡協議会女性代表理事

## ○ 平成20年度の審議経過

(第1回) 平成20年8月26日(火)

(第2回) 平成21年1月22日(木)